三二　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二七 74 三六九

三三　最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件　二七 74 三七〇

三四　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二九 80 一六

三五　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二九 80 一七

三六　暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件　三〇 特28 三五一

三七　所得税法施行令第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき要件を定める件　三〇 特28 三五二

三八　租税特別措置法施行令第三条の三第四項の規定に基づき要件を定める件　三〇 特28 三五一

○金融庁、法務省

一　社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件　一九 61 一〇

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

一　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件　二九　四

○金融庁、財務省、経済産業省

一　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二七 74 三七〇

○金融庁、農林水産省

一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二二 67 二

二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二二 67 二六〇

三　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　二二 67 五六〇

四　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　二二 67 五六四

五　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件　二二 67 六〇七

六　農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件　二二 67 六一四

七　水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件　二二 67 六一五

八　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　二七 74 三九三

○金融庁、国土交通省

一　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部を改正する件　二九 80 一八

二　小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等の一部を改正する告示　二九 80 一八

○消費者庁、厚生労働省

一　食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件　二九 特27 三八

○こども家庭庁

三　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　一五 58 二

四　こども家庭庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　一八 60 三三

五　児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者　二六 71 八三

六　児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項　二六 71 八三

七　一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者　二九 80 二一